

令和6年8月30日

令和7年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

1. 令和7年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	17,025	14,770	2,255	15.3
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	1,800	1,650	150	9.1
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	1,800	1,650	150	9.1
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	18,825	16,420	2,405	14.6

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和7年度末 残高(見込)	令和6年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	80,784	66,052	14,732	22.3
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	10,025	8,225	1,800	21.9
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	10,025	8,225	1,800	21.9
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	90,809	74,277	16,532	22.3

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

区 分		令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		23,100	22,800	300
(内訳)	直接借款	21,100	21,500	△400
	海外投融資	2,000	1,300	700

#### 資金計画

(単位：億円)

区 分		令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		23,100	22,800	300
(財源)	財政投融資	18,825	16,420	2,405
	財政融資	17,025	14,770	2,255
	産業投資	—	—	—
	政府保証	1,800	1,650	150
	自己資金等	4,275	6,380	△2,105
	一般会計出資金	505	485	21
	財投機関債	800	800	—
	貸付回収金	7,718	7,425	294
	財政融資資金借入金償還	△2,293	△1,496	△797
	その他	△2,455	△834	△1,622

## 財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

### <政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

有償資金協力業務は、開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために必要な資金を、超長期かつ低利という譲許性の高い条件で供給することを通じ国際貢献を行うものであり、かつ「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月閣議決定）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」（令和 6 年 6 月閣議決定）、「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 5 年 6 月追補版）」（令和 5 年 6 月経協インフラ戦略会議決定）等においても示されている通り、気候変動等の地球規模課題解決や質の高いインフラの海外展開等を通じて我が国の国益増進を図る重要な政策手段である。この点において、公的金融機能としては、「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成 26 年 6 月）における「大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」に該当すると認識している。

一般的に、開発途上国では経済・社会開発に必要なインフラ整備等を行うための国内資金が十分ではなく、海外からの資本流入に頼らざるを得ない。一方で、こうした経済・社会開発事業や地球規模問題に対応する環境案件等については、収益性や不確実性等の観点から民間資金のみでは十分な実施が期待できないことから、公的金融機関としての当機構による補完が行われているものである。

他方、開発途上国が持続的な経済発展を達成するためには、民間セクターによる経済の活性化、雇用の促進、技術移転、外貨獲得が必要である。有償資金協力業務による事業支援・参加は民間主導の海外直接投資を補完し、触媒としての役割を果たすものである。

有償資金協力業務のうち円借款については、政府開発援助（ODA）として、民間セクターでは対応が困難な開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために、相手国政府が必要な資金について、超長期かつ低利という譲許性の高い条件で融資を行うものである。

一方、海外投融資については、新成長戦略（平成 22 年 6 月閣議決定）において「国際協力機構（JICA）の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る」とされ、平成 24 年 10 月に本格再開が決定された。また、「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 5 年 6 月追補版）」において「我が国の優れた技術・ノウハウを新興国・途上国に提供することで、相手国の成長を取り込み、我が国経済の活性化につながるよう、円借款と海外投融資を戦略的に活用する」とこととされている。したがって、政府方針を踏まえた業務の推進を行いつつも、一般の金融機関が行う資金の貸付又は出資を補完し、又は奨励するものとなるよう制度設計がなされており、一般の金融機関とは競合しない。また、出融資に際しての基本条件として、融資の場合は当機構による融資割合の上限を総事業費の 70% とし（特に必要と認められる場合には 80%）、出資の場合は原則として現地企業等への直接出資、出資比率は 25% 以下、かつ最大株主の出資割合を超えないものとする等、民間企業に一定のリスク負担を求めた上で、開発効果の高い案件に絞った支援を行って

いる。

#### <民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」においては、財政投融資全般について「償還確実性を確保」の上で「毀損を回避することが前提である」とされており、「財政投融資の対象として今後期待される分野」として円借款や海外投融資の活用を通じたインフラ輸出が掲げられ、「民業補完の観点からは（中略）財投機関は財政融資資金や債券発行により長期資金を調達する構造であり、（民間金融機関の）質的な部分を補完している」と位置付けられている。

こうした指摘を踏まえ、持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）達成支援、アジア支援、アフリカ支援、中東支援等にかかる国際公約や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」、「インフラシステム海外展開戦略2025（令和5年6月追補版）」等の政府方針を踏まえつつ、個別案件の承諾に際しては事業達成の見込みやマクロ経済状況及び債務負担能力等につき精査を行っている。

なお、ODAに関しては、「開発協力大綱」（令和5年6月閣議決定）により、基本的考え方、重点政策、実施原則等が示されている。当機構においては、かかる政府の方針や検討の状況を十分に踏まえた上で、国別の開発協力実施方針等の各種方針を定め、業務の重点化、効率化を推進しており、有償資金協力・技術協力・無償資金協力を一体的に運用する環境を整備している。

#### <有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

開発途上国においては多くの場合、経済社会開発に係る計画策定や事業実施に際し、資金調達や技術的ノウハウの不足等の困難に直面している。有償資金協力業務においては、こうした国に対する有償の資金供与による協力の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。具体的には、民間金融機関から融資を受けることが困難な開発計画や開発事業に対して、超長期かつ低利という緩やかな条件で融資をしており、（返済義務を課すことにより、借入国にとって真に必要な政策の実現や、そのための効率的な資金運用の促進を行っていることも含め）こうした国の自助努力を支援している。

なお、有償資金協力の業務実績に関しては、独立行政法人通則法に則り、年度毎の評価及び5年の中期目標期間の評価（予算、収支計画・資金計画等は除く）が行われるとともに、個別事業については、運用効果指標を定めモニタリング及び事後評価を行うことにより、施策の有効性を確認している。

#### <償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

業務運営に当たっては、以下のように信用リスクの軽減を図っており、もって財政投融資に対する償還確実性を確保している。

まず、円借款供与の際には、事業計画について審査し、事業達成の見込みがあるもの

にのみ円借款を供与しており、将来的にはこの事業効果により開発途上国が経済成長を達成し、もって債務返済を行うことを企図している。また、円借款は対象国のマクロ経済状況及び債務負担能力等の分析を行った上で、国際約束に基づき相手国政府等に貸し付けられるものであり、回収の確保が図られている。

債務問題を抱えている国に対しては、IMF 等国际機関による支援、パリクラブ、援助国会合等を通じた当該国に対する国際支援体制に基づき対応することとしており、当該国の債務が持続可能となる仕組みが国際的に確保されている。なお、政府決定により、平成 15 年度より債務救済無償の対象国に対しては、従来の債務救済無償方式に代わり、円借款債権の放棄による債務救済を実施していくこととなったが、これは国際的な枠組みの中で合意された特定の貧困国に対する例外的な措置である。

海外投融資については、事業計画について審査し、事業達成及び債務返済等の見込みがある事業にのみ出融資を行うこととしている。また、貸付業務に際しては、借入人等の債務負担能力を検討の上、必要に応じて物的担保、保証人、外国政府若しくは銀行の支払保証等を徴求している。なお、海外投融資に係る管理勘定を設定し、海外投融資業務のポートフォリオ管理を通じて当機構の収益性や財務の健全性を保つこととしている。

#### <財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和 5 年度における財政投融資（補正後現額）は 16,746 億円（うち政府保証外債 2,255 億円）を予定していたところ、円借款等の財源に活用される財政融資については全額執行された一方、ドル建て借款等の財源に活用される政府保証外債については、資金需要の低下に伴い起債額が減少<sup>(注)</sup>したことから、財政投融資 589 億円（うち政府保証外債 589 億円）の運用残が生じた。

(注)

令和 5 年度計画時にはドル建て借款で支援する予定だった一部案件について、ドル市場金利の上昇継続に伴い、JICA による供与条件が DAC（開発援助委員会）の定める「譲許性」を満たす金利水準を超過し、ODA の要件を満たさなくなったことから、譲許性要件を満たす円借款での支援に切り替えたことによる。

なお、JICA によるドル建て借款の供与条件は変動金利ベース（SOFR+0bp）である。

(参考：過去 3 カ年の財政投融資の運用残額)

	3年度	4年度	5年度
運用残額	910 億円	32 億円	589 億円
運用残率	13.4 %	0.3 %	3.5 %

(注) 「運用残率」は、改定後現額（改定後計画+前年度繰越）に対する運用残額の割合。

#### <その他>

6. 上記以外の特記事項

特になし。

# 政 府 保 証 に つ い て

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

## 1. 政府保証の考え方

### (1) 政府保証外債

有償資金協力部門においては、開発途上国の持続的経済成長及び貧困削減のための長期の資金ニーズに対応するため、超長期かつ低利の譲許性の高い資金を安定的に供与する財源として、貸付回収金や財投機関債を含めた自己資金等に加え、政府からの資金調達として一般会計及び財政投融资を主たる原資としている。

このうち、財政投融资については、従来からの財政融資資金借入金に加え、平成 26 年度より政府保証外債を資金需要や市場環境を勘案しつつ発行しており、令和 7 年度においても継続発行を要望する。

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」の「政府保証に係る 4 類型の見直し」においては、主として「iii 外貨貸付に対する資金需要に対応するための政府保証外債の発行」に該当するとされている。同文書の該当箇所にて、政府保証付との条件として掲示されている 3 つの審査基準は以下イ～ハのとおり。

イ 外貨調達の必要性が認められること

ロ 起債時点における調達可能な他の資金と比較して、発行コストが廉価であること

ハ 起債する市場において、同等な信用力を有する他の債券の発行条件等を比較して、遜色のない条件で起債できること

なお、ロについては、財政投融资分科会（平成 29 年 12 月 20 日）において「償還が十分に確実であると見込まれること」と審査基準が見直されている。

当機構における政府保証外債は、外貨建て海外投融资、ドル建て借款の執行に係る外貨資金の需要に対応するためのものであり審査基準イを充足している。また、各回の発行時には、審査基準ロ、ハの双方を充たすことも確認している。

## 2. 必要とする金額の考え方

### (1) 政府保証外債

令和 7 年度の海外投融资及びドル建て借款の執行見込み等を踏まえ、10 億米ドル相当の円貨額を政府保証外債の発行額として要求する。

## 財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

### 1. 令和7年度における財投機関債の発行内容

イ 発行予定額：800億円

ロ 発行形態：原則として、普通社債（SB）と同様の債券を予定。

(参考) 令和6年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等  
発行予定額：800億円（令和6年6月に一部（200億円）発行済）  
発行形態：原則として、普通社債（SB）と同様の債券を予定。

ハ 発行の考え方としては、円借款は、開発途上地域にとって重い負担とならないよう極めて譲許的な条件で実施されることから、有償資金協力部門の財務の健全性を維持しつつ超長期かつ低利の円借款を安定的に供与するため、一般会計出資金及び財政投融資を主たる原資としている。

一方、財投機関債による資金調達は、業務運営効率化への規律向上等の意義も認められることから、一般会計出資金及び財政投融資に次ぐ資金調達手段として活用していく。

令和7年度の発行額は令和6年度と同額の800億円を計画する。

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

「経済財政運営と改革の基本方針2024」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」においては「国際協力 70 周年において、国際協力の新しい仕組みを構築する中で、ODA を触媒とする民間資金動員、JICA 海外協力隊や実績ある国際機関の活用、NGO 等との連携、ガザ情勢を始めとする人道危機に対する支援を含め、様々な形で ODA を拡充するとともに、実施基盤の強化のための必要な努力を行う。」「東南アジア、南アジア、アフリカ、中南米等のグローバル・サウスとの面的な連結性の向上を目指し、オファー型協力等の ODA や公的金融も活用した日本企業の進出支援、産業協力や拠点整備を通じた第三国経由での輸出促進、(中略)水循環・水防災分野における技術協力、(中略)環境負荷低減と生産性向上を両立させる農林水産技術の普及、TICAD9 を通じたアフリカ支援等に取り組む。」「ウクライナ及び周辺国への強力な支援を推進する。」こと等が掲げられている。

また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」では、「国際協力分野における民間資金の果たす役割の拡大を踏まえ、企業による開発途上国向けの投資活動に伴うリスクを手当てすること等により、国際公共財の形成にインパクト投資を始めとする民間資金が自動的に流入するエコシステムを形作り、日本企業にも新たな投資機会を創出するための「触媒」としての ODA を活用すべく、制度の見直しを進める。」「日米豪印の協力や、ASEAN、南アジア、太平洋島しょ国、アフリカ、中南米等の各国との連携を深め、「自由で開かれたインド太平洋」を推進する。(中略)世界が直面する諸課題に、国際社会全体が協力して対応していくため、G7 が結束し、グローバル・サウスと呼ばれる国・地域に対する関与を強化する。特に、ODA について、日本の強みをいかして提案するオファー型協力(我が国の強みをいかしつつ、相手国に対し積極的に提案する国際協力)に基づく具体的案件の形成を推進し、開発途上国と日本双方の経済成長を実現する。」「グローバルヘルス分野への民間資金の呼び込みに向けて、新しい民間資金を動員するためにインパクト投資を推進する国際連携の枠組みである「Triple I」に基づき、広報、インパクトの測定・管理手法の調査、関係機関の役割の検討を進める。」こと等が掲げられており、この実現のため、JICA の体制・機能強化及び十分な財務基盤の確保が求められている。

上記の政府方針を踏まえ、特に以下の事項に重点的に取り組むことを前提として、令和 7 年度の財政投融资要求(合計 18,825 億円(うち財政融資資金 17,025 億円、政府保証外債 1,800 億円))を行う。

### イ 新興国・途上国における「質の高い成長」支援

開発途上国の膨大なインフラ需要を踏まえ、日本企業の技術・ノウハウを活用した「質の高いインフラ」整備を支援。「自由で開かれたインド太平洋」の実現にも貢献。

### ロ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs) に向けたグローバルな課題へ

の対応

防災、保健及び気候変動対策、デジタル分野等への取組を通じた持続可能な開発を支援。

- ハ 「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」の提言を踏まえた、民間企業・投資家による投資活動が、ODA を触媒として途上国の開発へと繋がっていくような「エコシステム」構築への取り組み。

(参考)

● 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」 (抄)

第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

(2) 海外活力の取り込み

(国際連携と対内・対外直接投資等の推進)

自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制を維持・強化する。高いスタンダードの経済連携協定である CPTPP をより開放的かつ先進的なものとするため、新規加入への対応や協定の一般見直しを主導し、もって経済的利益及び地域・世界の繁栄と安定に資するものとする。RCEP 協定の透明性のある履行の確保、IPEF を通じたインド太平洋地域での経済連携の促進、WTO 体制の強化、EPA の拡大等に取り組む。貿易の拡大に向け、法令改正を含む国内基盤整備や貿易プラットフォームの活用・データの標準化等により、貿易 DX を推進する。日本企業の海外展開を政府一体で促進するため、現地の実情に応じた資金支援策等の周知、在外公館等を活用した支援の強化、国際開発金融機関との連携を通じた現地企業との協調案件の組成促進、2030 年を見据えたインフラシステム海外展開戦略の見直し、国際標準化に係る国家戦略の新規策定、租税条約ネットワークの拡充等に取り組む。特に、東南アジア、南アジア、アフリカ、中南米等のグローバル・サウスとの面的な連結性の向上を目指し、オファー型協力等の ODA や公的金融も活用した日本企業の進出支援、産業協力や拠点整備を通じた第三国経由での輸出促進、官民フォーラム等の枠組みの構築、信頼できる有志国とのデジタル公共基盤の構築、エネルギー・通信・交通等の分野におけるプロジェクトの実証・実装支援、水循環・水防災分野における技術協力、スマートシティの案件形成支援、国際環境の変化を踏まえた貿易保険のリスク対応能力の強化、環境負荷低減と生産性向上を両立させる農林水産技術の普及、TICAD9 を通じたアフリカ支援等に取り組む。ウクライナ復興に向け、スタートアップを含む日本企業の現地の活動を支援する。

7. 持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応

(1) 外交・安全保障

(外交)

ロシアのウクライナ侵略や中東情勢など、国際社会では緊迫の度合いが高まっている。我が国の平和と安全、繁栄を含む国益を守るため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた外交を積極展開することによって、グローバルなパートナーとしての信頼を確保し、世界の安定と繁栄に向け、国際社会をリードすることとし、そのために、外交力を更に一層強化する。

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米同盟を基軸に、豪印韓英比を含め、欧州、NATO、ASEAN、太平洋島しょ国、中東地域等の同盟国・同志国との協力連携を進める。食料、保健、気候変動、プラスチック汚染対策など、

地球規模課題に関するルール形成・強化を進めるとともに、TICAD9 や PALM10、「中央アジア+日本」対話・首脳会合も活用し、アフリカ、太平洋島しょ国や中央アジアを含むグローバル・サウスへの関与を強化する。

対露制裁並びにウクライナ及び周辺国への強力な支援を推進する。

国際協力 70 周年において、国際協力の新しい仕組みを構築する中で、ODA を触媒とする民間資金動員、JICA 海外協力隊や実績ある国際機関の活用、NGO 等との連携、ガザ情勢を始めとする人道危機に対する支援を含め、様々な形で ODA を拡充するとともに、実施基盤の強化のための必要な努力を行う。

●「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」（抄）

Ⅷ. 経済社会の多極化

2. 海外ビジネス投資の促進

経済外交戦略と企業ニーズを連動させ、スタートアップを含む日本企業の海外展開を効果的にサポートするための「経済外交強化のための共創プラットフォーム」を構築する。その中で、在外公館に新設する経済広域担当官も活用し、第三国市場を視野に入れた日本企業と現地企業との連携促進、日本の、特にスタートアップや中小企業が優位性を持つ技術の海外展開支援、政府による日本企業支援メニューの効果的連携強化等を通じて、日本企業の海外ビジネス投資や日本産食品（水産品や酒類を含む）の輸出促進を全面的にサポートする。国際協力分野における民間資金の果たす役割の拡大を踏まえ、企業による開発途上国向けの投資活動に伴うリスクを手当てすること等により、国際公共財の形成にインパクト投資をはじめとする民間資金が自動的に流入するエコシステムを形作り、日本企業にも新たな投資機会を創出するための「触媒」としての ODA を活用すべく、制度の見直しを進める。また、地方やスタートアップを含む中小企業が持つ我が国の技術を活用し、相手国の社会課題解決にも資する事業を推進できるよう、企業が途上国での事業において直面する障壁を低減すべく、制度の見直しを行う。2030 年以降も見据えた SDGs の国際議論の主導等により、日本企業の海外展開を支援する。

Ⅸ. 個別分野の取組

3. 対外経済連携の促進

日米豪印の協力や、ASEAN、南アジア、太平洋島しょ国、アフリカ、中南米等の各国との連携を深め、「自由で開かれたインド太平洋」を推進する。また、CPTPP、RCEP 等の経済連携協定、IPEF、日米・日 EU 等の同盟国・同志国の枠組みの活用、新規の EPA 交渉や投資協定交渉の推進を通じ、自由で公正な経済秩序を維持・強化する。多国間の枠組みにおいても、WTO における改革や電子商取引交渉等、国際的なルール作りにおいて中心的な役割を果たす。

世界が直面する諸課題に、国際社会全体が協力して対応していくため、G7 が結束し、グローバル・サウスと呼ばれる国・地域に対する関与を強化する。特に、ODA について、日本の強みをいかして提案するオファー型協力（我が国の強みをいかしつつ、相手国に対し積極的に提案する国際協力）に基づく具体的な案件の形成を推進し、開発途上国と日本双方の経済成長を実現する。

4. グローバルヘルス（国際保健）

グローバルヘルス分野への民間資金の呼び込みに向けて、新しい民間資金を動員するためにインパクト投資を推進する国際連携の枠組みである「Triple I」に基づき、広報、インパクトの測定・管理手法の調査、関係機関の役割の検討を進める。また、来年開催されるパリ栄養サミットの機会も捉え、健康投資・栄養対策等の取組事例の普及の後押しを行うとともに、国際機関等における日

本企業からの医薬品・医療機器等の調達を促進することにより、医療インバウンドを含む国際展開及び国際貢献を図る。

## 財政投融资の要求に伴う政策評価

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

### 1. 各府省庁の政策評価の結果

主な政策評価としては、令和5年度財務省政策評価書の総合目標5で掲げられている、「ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進」において、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展支援や、日本企業の海外展開支援の推進による日本経済の活性化を目的として、令和5年度に、計8件、約6,541億円(交換公文(E/N)ベース)の本邦技術活用条件(STEP)による円借款供与や計13件、約3,385億円(承諾額ベース)の海外投融资等をはじめとした着実な支援を実施した。

同評価書の政策目標6で掲げられている「円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用」において、上述した円借款供与と海外投融资等による支援に加え、令和2年4月に創設した「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」では、令和5年度は計2件、約800億円を供与し、令和6年3月までに、計23カ国向けに約6,848億円を供与(交換公文(E/N)ベース)したことを通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援し、更に、ロシアによるウクライナ侵略により影響を受け、多くのウクライナ避難民を受け入れている隣国モルドバに対し、令和5年に135億円の財政支援借款を供与した。

同目標の「国際開発金融機関(MDBs)等を通じた支援への参画」においては、MDBsとJICAとの協調融資の枠組で、質の高いインフラ案件の実施を目的として、令和5年12月には、ADBとJICAの協調融資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金(LEAP)の後継として、対象分野の追加等の改善を行い、JICAによる最大15億ドルの投融资を活用するLEAP2を立ち上げる等した。

また、同目標の「日本企業の海外展開支援の推進」においては、新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、円借款・海外投融资の活用等により、日本企業の海外展開を支援した。

### 2. 政策評価結果の要求への反映状況

令和7年度概算要求においては、新興国・途上国における「質の高い成長」支援や開発途上国の膨大なインフラ需要を踏まえ、日本企業の技術・ノウハウを活用した「質の高いインフラ」整備を継続支援するとともに「自由で開かれたインド太平洋」の実現にも貢献する。

また、持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)に向けたグローバルな課題への対応として、防災、水循環、保健及び気候変動対策、デジタル分野等への取り組みを通じた持続可能な開発を支援する。

さらに、令和6年7月「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」の提言も踏まえ、民間企業・投資家による投資活動が、ODAを触媒として途上国の開発に繋がっていくような「エコシステム」構築に貢献すべく取り組む。

## 5 年度決算に対する評価

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

### 1. 決算についての総合的な評価

令和 5 年度決算における当期総利益は、資産運用収益が資金調達費用を上回ったこと等により 735 億円となった。

### 2. 決算の状況

#### (1) 資産・負債・資本の状況

資産合計は昨年度比 17,392 億円増加し、172,124 億円となった。資産の大宗を占める貸付金残高は、貸付実行の増加等により、昨年度比 14,670 億円の増加となった。

負債合計は昨年度比 16,086 億円増加し、68,676 億円となった。負債の大宗を占める財政融資資金借入金残高は、昨年度比 12,995 億円の増加となった。

純資産合計は政府からの出資金 478 億円及び当期総利益 735 億円等により、昨年度比 1,305 億円増の 103,448 億円となった。

#### (2) 費用・収益の状況

令和 5 年度決算における当期総利益は、資産運用収益が資金調達費用を上回ったこと等により 735 億円となった。